

PPP/PFI推進アクションプラン (令和5年改訂版)内閣府

令和9年度以降、緊急輸送道路下以外の管路の改築を交付対象とする場合、ウォーターPPPの導入が必須になります。

■ ウォーターPPPの概要

・水道、工業用水道、下水道について、PPP/PFI推進アクションプラン期間の10年間(R4~R13)において、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式(管理・更新一体マネジメント方式)を公共施設等運営事業と併せて「ウォーターPPP」として導入拡大を図る。

・国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する。

・地方公共団体等のニーズに応じて、水道、工業用水道、下水道のバンドリングが可能である。なお、農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設を含めることも可能である。

【管理・更新一体マネジメント方式の要件】

- ①長期契約(原則10年) ②性能発注
- ③維持管理と更新の一体マネジメント ④プロフィットシェア

・関係府省連携し、各分野における管理・更新一体マネジメント方式が円滑に運用されるよう、モデル事業形成支援を通じた詳細スキーム検討やガイドライン、ひな形策定等の環境整備を進める。

ウォーターPPP

公共施設等運営事業(コンセッション) [レベル4]

| | |
|--------------|------------|
| 長期契約(10~20年) | 性能発注 |
| 維持管理 | 修繕 |
| 更新工事 | 運営権(抵当権設定) |
| 利用料金直接収受 | |

上・工・下一体:1件(宮城県R4)
下水道:3件(浜松市H30、須崎市R2、三浦市R5)
工業用水道:2件(熊本県R3、大阪市R4)

管理・更新一体マネジメント方式 [レベル3.5]

新設

| | |
|-------------------------------------|--------------------|
| 長期契約(原則10年) ^{※1} | 性能発注 ^{※2} |
| 維持管理 | 修繕 |
| 【更新実施型の場合】更新工事 | |
| 【更新支援型の場合】更新計画案やコンストラクションマネジメント(CM) | |

※1管理・更新一体マネジメント方式(原則10年)の後、公共施設等運営事業に移行することとする。
※2民間事業者の対象業務の執行方法は、民間事業者が自ら決定し、業務執行に対する責任を負うという本来の「性能発注」を徹底。管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

複数年度・複数業務による 民間委託[レベル1~3]

短期契約(3~5年程度)

仕様発注・性能発注

維持管理

修繕

水道:1,400施設 下水道:552施設
工業用水道:19件

出典:PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改訂版)内閣府 ウォーターPPPの概要

